

第三章 雑則

第 1 事故届等

火薬類の所有者又は占有者は、火薬類について災害が発生したとき、火薬類、譲渡許可証、譲受許可証又は運搬証明書を喪失、盗取されたときは、遅滞なく警察官又は海上保安官に届けなければならない。

警察官から通報を受けた知事は、大臣に報告しなければならない。なお、知事は、火薬類の所有者又は占有者に災害等についての報告させることができる。(法第 46 条)